

**対日投資イノベーションアドバイザー カリフォルニア州（シアトル）
業務委託先公募要項**

2019年8月14日
独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）
サンフランシスコ事務所
所長 中沢 則夫

日本貿易振興機構サンフランシスコ事務所（以下「JETRO」という）では、対日投資活動等のさらなる促進を図るため、下記業務について、委託できる個人又は法人を募集いたします。

応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。

記

1. 事業目的および委託業務内容：

別添「仕様書」参照

2. 使用言語：

「日本語」及び「英語」

3. 募集人数：

1 者

4. 応募資格：

以下の基準をすべて満たすこと。

- (1) 法人の場合はワシントン州ならびにその近郊に現地法人又は支店を有していること。個人の場合はワシントン州に居住していること。
- (2) 事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。
- (3) 当該専門分野での業務経験が3年以上であること。
- (4) 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (5) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、JETROからの要望に素早く対応できること。
- (6) 必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。

5. 業務委託料

- (1) 業務委託料は月額 5,800 US ドルとします。なお、月末の報告書等書類および請求書の提出をもって、毎月支払うものとします。なお、契約日によっては、当該月において上記月額を日割り計算した費

用を支払うものとします。

- (2) 本業務委託すべての活動における経費（電話代・コピー代など事務経費、移動時間、交通費、イベント参加費やそれ以外の活動費など）については、本業務委託費内に含まれます。
- (3) セミナー開催などジェトロ主催のイベント行う際の会場費等必要経費については、ジェトロが負担するため、かかる経費については事前に必ずご相談ください。
- (4) ジェトロが必要に応じて出張を依頼する場合には、ジェトロの内規に基づき、その出張に係る経費をジェトロが負担します。それ以外の出張は自身で判断し行うこととし、またその経費については本業務委託費内に含まれます。

6. 成果報酬

- (1) 2020年1月31日（金）までに関連書類を提出し、契約期限内に成功誘致候補案件として当事務所が認定した場合に、以下の通り、上記 5.業務委託料とは別に、成果報酬を支払うこととする。なお、支払う成果報酬合計の上限は\$5,000とする。

書類提出期限	成果報酬額
1月31日（金）	1件につき、\$2,500（最大2案件まで）

- (2) 成功誘致案件の認定に係る関連書類の提出は2020年1月31日（金）までとし、そのうち成果報酬対象となるのは、1月31日（金）までに関連書類を提出したもののみとする。

7. 応募方法：

別添の「応募用紙」に必要な事項を記入のうえ、ジェトロ・サンフランシスコ事務所以下担当者宛に電子メールで提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

ジェトロ・サンフランシスコ事務所 担当：樽谷
E-mail：Noriya_Tarutani@jetro.go.jp
TEL：1-415-392-1333

8. 選考方法：

- 第一次選考：書類審査
- 第二次選考：面談（書類審査の上、別途日時・場所を連絡します）

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、委託先を決定します。

- (1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
- (2) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
- (3) 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）
- (4) カバーエリアにおける販路開拓のための業務経験

- (5) 機動力/目標の達成可能性
- (6) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語及び英語による業務が可能であること

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。
また、提出書類は返却できません。

9. 応募期間：

2019年8月14日（水）～8月23日（金） *米国太平洋時間

10. 契約形態・業務委託期間：

- (1) 契約形態：ジェットロと採択者（個人又は法人）との間で業務委託契約書及び
秘密保持契約書を締結
- (2) 業務委託期間：契約締結日～2020年3月31日

11. 個人情報の取り扱い：

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

12. 留意事項

- (1) 受託者は、ジェットロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。
- (2) 受託者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。
ただし、事前に書面によりジェットロの承認を得た場合に限り、一部の再委託が可能です。
- (3) 受託者は、ジェットロの定める業務報告書などをジェットロの求めに応じて提出していただきます。
なお、当該業務報告書及び作成資料の知的所有権ならびに事業成果はジェットロに帰属します。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報又は公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として7 2 日以内（4 月に締結した契約については原則として9 3 日以内）